

VI 教職員の定数

児童生徒数・学級数の増減等により、標準法等に基づく教職員定数の計は204人の増となる。

(単位:人)

区 分		条 例 定 数			
		令和5年度	令和4年度	増 減	
教 職 員	県 立 学 校		12,994	12,962	32
	市 町 村 立	小 学 校	9,644	9,517	127
		中 学 校	5,540	5,503	37
		特 別 支 援 学 校 等	206	206	0
	計		28,384	28,188	196
県教育委員会職員(県立学校を除く)		776	768	8	
合 計		29,160	28,956	204	

※ 標準法とは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」をいい、全国的に教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、学級編制及び教職員定数の標準等を定めたものである。

